

銚子市建設工事等入札参加資格審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、入札参加者の資格等を定める公告（以下「公告」という。）による資格審査及び等級区分の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(適格審査)

第2条 適格性に関する審査は、入札参加資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）について、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）並びにその他の資料に基づき行うものとする。

2 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、不適格とすることができる。

- (1) 申請書類について、故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。
- (3) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

(施工能力審査)

第3条 施工能力に関する審査については、建設工事に関する申請者について、申請書類及びその他の関係資料等を基礎として客観的事項及び主観的事項ごとに付与点数を算出する方法により行うものとする。

(客観的事項審査)

第4条 客観的事項に付する付与点数（以下「客観点数」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に規定する総合評定値によるものとする。

(主観的事項審査)

第5条 主観的事項に付する付与点数（以下「主観点数」という。）は、銚子市が発注する工事のうち設計金額が130万円を超える工事で、申請日の属する年（随時申請にあっては、申請日の属する年の前年）の期間内に工事竣工検査が終了している工事について、工事の種類ごとに工事成績評定要領に基づき採点した評定点（以下「評定点」という。）により算出するものとし、次の各号の点数の和とするものとする。

- (1) 評定点（工事の請負件数が2件以上の場合は、その平均点（小数点以下は切り捨てる。）とする。次号において同じ。）が65点以上のときは、20点
- (2) 評定点が65点を超えるときは、当該評定点から65点を控除した点数に、次の表のとおり年間平均市工事完成高に応じて定める係数を乗じて得られた点数（小数点以下は切り捨てる。）

年間平均市工事完成高	係数
1,000万円未満	1
1,000万円以上2,500万円未満	1.25
2,500万円以上5,000万円未満	1.5
5,000万円以上1億円未満	1.75
1億円以上	2

(等級区分)

第6条 この基準による審査の結果、建設工事に関する入札参加資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）については、各年の1月1日（随時申請にあっては、資格者名簿の登載

日の属する月の前月の初日。以下この項及び次項において「基準日」という。)における客観点数及び基準日の属する年の前年の期間における主観点数の合計点数に基づき、次の表に掲げる工事の種類について、当該各欄の点数に対応する等級に区分するものとする。

等級	工 事 の 種 類					
	土木一式	建築一式	電気	管	ほ装	水道施設
A	720点以上	720点以上	680点以上	680点以上	680点以上	680点以上
B	720点未満	720点未満	680点未満	680点未満	680点未満	680点未満

- 2 前項の規定による等級区分の有効期間は、基準日の属する年の4月1日が属する年度の期間(随時申請にあつては、資格者名簿の登載日から同日が属する年度の末日までの期間)とする。
- 3 新たに資格者となった者(継続的に資格者となっている者を除く。)のうち市内に本店又は建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所を有する者は、第1項の規定にかかわらず、Bの等級に区分するものとする。
- 4 市長が特に必要と認めた場合には、前各項の規定にかかわらず、A又はBの等級に区分することができるものとする。
- 5 公告に定める入札参加資格を承継した資格者については、第1項の規定にかかわらず、新たな等級の区分は行わないものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成15年5月1日から施行し、平成14年銚子市公告第25号に基づく入札参加資格審査から適用する。

(銚子市建設工事等入札参加資格審査基準の廃止)

- 2 銚子市建設工事等入札参加資格審査基準(平成7年6月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成24年1月1日から施行し、平成23年銚子市公告第27号に基づく入札参加資格審査から適用する。
- 2 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の入札参加者の資格等の審査に係る第5条第1項及び第6条第1項に定める期間は、これらの規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成23年12月31日までの期間とする。